運営委員等の選任に関する内規

（目的）

第1条　運営委員及びプロジェクト委員は、特定非営利活動法人横浜日独協会（以下、「本協会」という。）が行なう諸事業に対して、理事会を補佐することを目的とする。

（選任）

第2条　運営委員及びプロジェクト委員の選任は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

（会議）

第3条　会長は、運営委員を理事会に出席させ、意見等を聴取することができる。ただし、理事会での表決権はないものとする。

2　プロジェクト委員会は、会長から指名された役員の下に会員の中から事業ごとに若干名を選出し構成する。プロジェクト委員会では、プロジェクトの具体案をとりまとめ、理事会に提案する。

附則

この規則は、２０１７年１０月２１日から施行する。